

農業委員募集要項

1 募集人数（推薦及び応募）

9名（地区割はなく、町内全域を担当）

2 農業委員の任期

令和9年5月7日から令和12年5月6日まで（3年間）

3 身分

菊陽町の特別職の非常勤職員

4 職務内容

- (1) 毎月実施される農業委員会定例会への出席、現地調査及び議案審議等（農地の権利移動及び農地転用等）
- (2) 農地等の利用の最適化推進活動
 - ・担い手への農地利用の集積及び集約化
 - ・遊休農地の発生防止及び解消
 - ・新規参入の促進
- (3) 農業委員会へ意見を求められた事項の審議等
- (4) その他

5 農業委員の報酬

報酬月額：1万9千円（基本給）

※農地等利用の最適化推進業務の活動及び成果実績に応じて、別途配分がある場合があります。

6 推薦及び応募資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができ、次の要件を満たす者であること

- (1) 菊陽町に住所を有する者。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。
- (2) 平日の日中に行われる会議及び研修会等に出席できること。
- (3) 政治活動や布教活動に利用しないこと。
- (4) 法に定めるもののほか、農業委員と兼職を禁止されていない者
- (5) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (6) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- (7) 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）でないこと。
- (8) 農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦及び応募することができますが、委員を兼ねることはできません。
- (9) その他、必要があると認められる場合には随時定める

7 推薦及び応募方法等

(1) 受付期間

令和8年11月1日（日）から令和8年11月30日（月）までの期間中、持参又は郵送のいずれかの方法で菊陽町農業委員会へ提出してください

- ・持参の場合：平日の午前8時30分から午後5時15分まで
- ・郵送の場合：11月30日（月）必着

(2) 提出書類等

推薦・応募書類に必要事項を記入のうえ、提出してください。

※提出書類は、農業委員会窓口に備えるほか、菊陽町のホームページからもダウンロードできます。

(3) 注意事項

推薦及び応募に係る書類は返却致しません

8 情報の公表

募集期間の中間及び終了後に、菊陽町のホームページ及び庁舎内掲示板で、次の内容を公表します。

- (1) 推薦をする者（個人の場合）の氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦をする者（法人又は団体の場合）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員たる資格・要件
- (3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 推薦をする者が、推薦を受ける者を農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別、又は応募する者が、農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別
- (6) 推薦を受ける者の数及びそのうちの認定農業者（認定申請中の者を含む）等の数
- (7) 応募する者の数及びそのうちの認定農業者（認定申請中の者を含む）等の数

9 評価方法及び結果通知等

必要に応じて面接、関係する区域の代表者等からの意見聴取、その他必要と認める方法に、法が定める任命要件、活動区域その他事情を考慮のうえで評価を行います。その後、議会の同意を得たうえで、町長が任命します。

なお、選定結果については、推薦者、推薦を受ける者及び応募者の全員に文書で通知します。

【法で定められた任命要件等】

- (1) 農業委員の過半は認定農業者でなければなりません。
- (2) 農業委員会の所掌に属する事項に利害関係を有しない者（中立員）を1人含めなければなりません。
- (3) 年齢・性別に偏りが生じないように、女性や青年の登用に配慮しなければなりません。

10 推薦及び応募に係る書類の提出先・問い合わせ先

〒869-1192 菊陽町大字久保田2800番地

菊陽町農業委員会

【電話】096-232-4924 【FAX】096-232-5612